

掲示板

10月から番号通知が始まり、2016年1月から利用がスタート

知って
おきましょう

「マイナンバー制度」

社会保障や税制度において事務手続き等の簡素化・効率化を図り、所得や給付状況の透明性を高めるなど、より公平で利便性の高い社会を目指して導入されるのが「マイナンバー制度」(社会保障・税番号制度)です。その実現に向け、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)」等が2013年5月に成立、今年10月から1人に1つのマイナンバー(個人番号)の通知が始まります。そして2016年1月からは順次、社会保障・税・災害対策の3分野の行政手続きでマイナンバーが必要になります。

マイナンバーとは?

マイナンバーは、住民票を有するすべての方を対象として一人ひとりに割り当てられる12桁の番号です(企業には13桁の「法人番号」が割り当てられます)。その主な使い道は、右のとおりです。

● 社会保障関係の手続き ●
年金、医療、介護、生活保護、児童手当など

● 税務関係の手続き ●
税務署等に提出する書類への記載など

● 災害対策に関する手続き ●
被災者生活再建支援金の支給など

これらの事務手続きを役所等で行う際に、マイナンバーが必要となります。

※社会保障関係(健康保険・厚生年金)については、一部を除き2017年1月から利用開始の予定です。

覚えておきたい4つのポイント

10月から個人番号をお知らせする「通知カード」の送付に際し、事前に次のポイントを覚えておきましょう。

Point ① 住所確認をしておく

通知カードは、原則として住民票記載の世帯に送付されるため、住んでいる場所と住民票の住所が異なる場合には確実に受け取れない可能性があります。

Point ② 簡易書留*で届く

*10月以降、不在がちな方は注意しておく必要があります。

中身を必ず確認するようにしましょう。

マイナンバーの
「通知カード」

「個人番号カード」の
申請書と返信用封筒

マイナンバーに
ついての説明書類

Point ③ 個人番号カードの申請

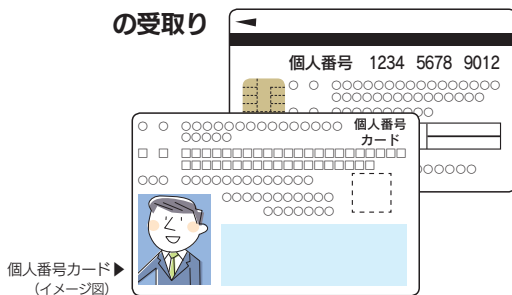
同封の申請書に署名または記名押印し、顔写真を貼付して返信用封筒で郵送。または、スマートフォンで顔写真を撮影してオンライン申請も可能となる予定です。

Point ④ 個人番号カードの受取り

申請後、「交付通知書(はがき)」が届いたら、2016年1月以降に本人が市町村(東京23区を含む)の窓口で受け取ります。

受取りの際は、「通知カード」のほか、「交付通知書」と「本人確認書類」(運転免許証など)が必要となります。また、住基カードを持っている方は返却しなければなりません。

※個人番号カードの申請は任意です。費用はかかりません(無料)。なお、申請から交付までどのくらいの期間を要するのか、現時点では明らかにされていません。



●今後の主なスケジュール(予定)

- 2015年10月 ●マイナンバー通知開始
- 2016年1月 ●マイナンバー利用開始 ●個人番号カード交付開始(申請者のみ)
- 2017年1月 ●国の行政機関の情報連携開始 ●「マイナポータル」(情報提供等記録開示システム)開設
- 2017年7月頃 ●健保組合等や自治体間の情報連携開始

※医療機関受診時のオンライン資格確認等についても、このあと導入予定。

★制度のしくみ、導入時期等は変更となる場合があります。

詳しくは内閣官房(または政府広報オンライン)のホームページへ

マイナンバー

検索

★編集後記★

残暑お見舞い申し上げます。夏季休暇は有意義に過ごされましたか?これから取得される方も、ぜひ心と体をリフレッシュしましょう。なお、当健保組合ホームページに平成26年度事業報告書(抜粋)を掲載しましたので、本誌と併せてご一読ください。

●「My Health」へのご意見・お問い合わせは、当健保組合ホームページの「Webでのお問い合わせ」まで